

建設企業常任委員会資料
2020年（令和2年）3月6日
都市局都市整備室区画整理課

## 議案第23号関連資料

### 東播都市計画事業大久保駅前土地区画整理事業施行規程及び東播都市計画事業西明石土地区画整理事業（鳥羽新田地区）施行規程の一部改正について

#### 1 条例改正の目的・理由

土地区画整理法施行令の一部改正に伴い、土地区画整理事業に係る清算金のうち、分割徴収されるものに付すべき利子の利率を変更するほか、所要の整備を図ることにつき、条例の一部を改正しようとするもの。

#### 2 改正等概要

##### 1. 改正する条例

- ① 東播都市計画事業大久保駅前土地区画整理事業施行規程
- ② 東播都市計画事業西明石土地区画整理事業（鳥羽新田地区）施行規程

##### 2. 主な改正内容

政令改正に伴い、清算金を分割徴収する場合における利息の利率を変更する。

【現行】財政融資資金法の規定により財務大臣が定める利率又は年6%のいずれか低い率

【改正】財政融資資金法の規定により財務大臣が定める利率又は民法に規定する法定利率のいずれか低い率

##### 3. その他規定の整備

#### 3 根拠法令の動向・内容

現行政令の土地区画整理事業に係る清算金の分割徴収の利子6%の規定は、商法第514条の商事法定利率を参考にしたものである。

民法改正に伴い商事法定利率は廃止され、民法の法定利率に一本化されたことにより、政令も改正され、施行日は民法の施行期日と同じ令和2年4月1日となっている。今回の施行規程の変更に係る施行日もこれに合わせるものです。

#### 4 施行期日

令和2年4月1日